

## 「信託フォーラム」第24号 お詫びと訂正

本書に下記の誤りがございました。読者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正をさせていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- ◎ 87頁：「信託税制マニュアル チェックリスト」中、「番号」3の行の、「『いいえ』」のときの注意事項」欄及び「参照法令等」欄

【誤】

番号	「いいえ」のときの注意事項	参照法令等 (※1)
3	信託した財産（共有不動産）の価額（共有持分）の割合と質的に均等でない受益権を取得する場合（例えば、もともと共有持分 1/2 ずつであったのに、受益権の取得割合を 3/4、1/3 とした場合）、他の受益者が有することとなる部分についての贈与税課税等が生じる。	所得税法施行令 52 条 4 項、所基通 13- <u>5</u> ・13- <u>6</u> 、法人税法施行令 15 条 4 項、法基通 14-4- <u>5</u> ・14-4- <u>6</u> 、相続税法施行令 1 条の 12・3 項 2 号

【正】

番号	「いいえ」のときの注意事項	参照法令等 (※1)
3	信託した財産（共有不動産）の価額（共有持分）の割合と質的に均等でない受益権を取得する場合（例えば、もともと共有持分 1/2 ずつであったのに、受益権の取得割合を 3/4、1/4 とした場合）、他の受益者が有することとなる部分についての贈与税課税等が生じる。	所得税法施行令 52 条 4 項、所基通 13- <u>4</u> ・13- <u>5</u> 、法人税法施行令 15 条 4 項、法基通 14-4- <u>4</u> ・14-4- <u>5</u> 、相続税法施行令 1 条の 12・3 項 2 号

以上